

◆柳下礼子委員

日本共産党の柳下礼子です。

平成28年度の当初予算では、警察官は64人の増加となっております。しかし、団塊の世代が大量に退職する一方で、警察官の増員を繰り返してきましたが、その結果、県警の年齢構成は若い部分が厚くなっています。

ここで伺いますが、警察官の年代別人数を御報告ください。

◎警務部長

10代の警察官が約2%、それから20代の警察官が約26%、30代が約34%、40代が約17%、50代以上が約21%でございます。

◆柳下礼子委員

今のお答えでは、大変若い方が多いということで、20代から30代でも約60%、そういう点では、経験の不足を補う研修や、失敗した事例から教訓をしっかりと学び取ることが大変重要と考えております。

先ほどの答弁でも、一人一人に合わせた教育、指導、訓練が大事とのことでしたが、本日は、この点で質問をいたします。特に本部長や幹部の姿勢も問われていると思います。

保健医療部の審査でも取り上げましたが、狭山市の児童虐待事件についてです。

報道によりますと、2015年6月と7月に2回、県警狭山署の職員が県民からの通報を受けて内縁の夫と母親の家庭を訪問しています。もし、この警察の訪問後、この母親が祖母の支援を受けられなくなったということを狭山市保健センターに報告をしていれば、私は、十分な危機意識を持つことが可能だったというふうに思います。警察よりヒアリングした内容によりますと、6月に狭山署の職員は、深夜11時に女の子が玄関前に出されて泣いているという通報を受けています。内縁の夫のアパートを訪問しております。その際、この男と女の子が寝ており、女の子の体には傷はなかったとして、虐待通告は行いませんでした。実はこのとき、この家に母親はいなかったんです。母親は後から帰宅しました。そして、母親は、夫に自宅を締め出されていたというんです。ここまで署員は聞き取っているわけです。母親が深夜締め出されているというのは、DVです。DVは虐待のリスクを非常に高めるのは当然ですが、狭山署の署員は、そういう認識があったのですか。なぜ、児童相談所や狭山市保健センターに通告しなかったのですか。

◎生活安全部長

ただ今の事案につきましては、昨年6月29日午前零時1分に110番通報を受けて行ったものでございます。現場に行ったのは交番の勤務員でございますけれども、聞きましたところ、委員お話しのとおり、外出先で口論して怒って、先に同居の男性が帰ったためにドアを閉めたという状況でございます。そこで、後から帰ってきたところ、開かなかったの、そういうことで子供を置いて、一旦離れて、要は子供だけでも入れてもらいたいと、こういう話でございます。それで一旦離れまして、LINEというアプリがございましてけれども、ここで連絡をしてすぐに男性のほうが入れているという状況はございました。

そういった状況から、児童虐待はなかったと現場の警察官は判断したものでございます。

◆柳下礼子委員

翌月の7月にも狭山署の職員はこの家庭を訪問していますが、虐待通告は行いませんでした。なぜ2

度も虐待の通報があったにもかかわらず、児童相談所にも狭山市保健センターにも報告しなかったんですか。

#### ◎生活安全部長

2回目の事案でございますけれども、2回目の事案については、昨年7月19日午後7時37分に110番通報がありまして、室内で泣いているから見てほしいと、こういう通報でございました。パトカーの勤務員が現場の対応に当たっておりますけれども、通報から15分後の7時52分ごろに自宅のほうに行きましたところ、児童は自宅の中でお姉さん、1歳上のお姉ちゃんがおりますけれども、テレビを見てはしゃいでいる状況でございました。そこで、話を聞きましたところ、母親から、お風呂に入りなさいというふうに言ったら、下の子がぐずって泣いたんですと、こういう状況でございました。ただ、現場の警察官につきましては、児童虐待のおそれがないかということを確認しなければなりませんので、両親というかお二人、実母、それから同居の男性に了解をとりまして、家の中に入って、その亡くなった児童ほか、もう一人お姉ちゃんがおりますけれども、両方の体を見て、そこで児童虐待はないというふうに判断したものでございます。そういったことから通告はなかったということでございます。

#### ◆柳下礼子委員

こういう事件を防止することは、埼玉県警の役割だというふうに思います。

警察内部で、児童虐待防止のための教育とか研修はどのように行っているのでしょうか。また、今年度の県警の研修予算と、そのうち児童虐待防止のための予算について御答弁ください。

#### ◎生活安全部長

職員に対する指導、教養の状況でございますけれども、児童虐待事案の対応につきましては、年に数回行われます警察署長会議、それから、生活安全課長等会議、これは直属の担当者の会議でございますけれども、こちらの席上で各幹部に児童の安全を最優先とした対応を図るよう指導をしておるところでございます。

また、現場の警察官に対しましては、警察部内で行う教養でございますが、少年警察実務専科、生活安全任用科、それから新任の生活安全課長、それから新任の少年係長、異動に伴う講習でございますけれども、こういった講習におきまして、時間をとりまして、児童虐待への対応要領を教養して指導しております。

また、現場の交番の勤務員等につきましては、職場教養資料を作成して、こうした生活安全課長、ですから少年係長等から、日頃、教養を行っているという状況でございます。

なお、教養・研修に当たりましては、平成25年に改訂されておりますけれども、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」というのがございます。この内容のうち、対応の基本的事項の部分や警察が関わる部分につきましては、こういったことを踏まえまして、教養を行っているところでございます。

#### ◆柳下礼子委員

最後にお聞きしますが、昨年の朝霞警察署員の強盗殺人事件、そして熊谷市での連続殺人事件、そして今回の児童虐待事件、この間、埼玉県警は、マスコミをはじめ県民から大きな批判を受けてきました。その点で、平成11年にはマスコミからも全国民からも厳しく批判されてまいりました。県警本部長まで処分を受けた桶川ストーカー事件もありました。女子大生の家族の訴えをもみ消して、殺人事件を未然に防止できなかった事件です。県警本部長に伺いますが、あの事件の教訓、どのように受け止めておられますか。

また、今回の一連の事案についても教訓をどのように県の警察内で徹底していくのか。特に虐待の問題では、児童相談所や狭山市保健センター、ここの一緒に組んだ同行訪問とか、それが大事ですね。この点について教訓を明らかにしてください。

#### ◎警察本部長

委員御指摘の桶川事件につきましては、いわゆる警察改革要綱の発端となった事件でもございます。私はこの警察改革に至った経緯、趣旨等、警察改革の精神は決して風化させてはいけないというふうを考えております。

今後も「県民のための警察」の原点に立って、県民の安全・安心の確保が警察の責務であるという点を全職員、一人一人に至るまで、徹底をさせ、県民の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

委員御指摘の事件それぞれにつきましては、性質が異なるものでありますので、それぞれに対応を図っているところでございます。

朝霞市における元浦和署員の事件につきましては、警察における身上情報が十分把握をされず、適切な指導監督がなされなかったということが原因の一つに挙げられるところでございまして、職員の身上把握、指導監督の強化、職務倫理教養、こういったものを抜本的に見直して、今取り組んでいるところであります。

熊谷市における事件では、昨年10月に「埼玉県熊谷市内で連続発生した殺人事件に係る警察の対応と今後の取組」、これを取りまとめたところでございまして、これに基づいた教訓事項を今後の警察活動に生かすべく、取組を推進しているところでございます。

狭山市における児童虐待事件につきましては、現在のところ事件捜査の過程では、当該児童への身体的虐待行為は昨年8月ごろに始まったというふうに認められるところではありますけれども、児童相談所、あるいは市町村の要保護児童対策地域協議会、これと連携強化を図りまして、一層情報共有を徹底して、悲惨な児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

#### ◆柳下礼子委員

日本共産党の柳下礼子でございます。私は、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転についてお伺いいたします。

先ほど、病院管理者のほうから、日本一の小児病院にしたいという中でお答えがありましたけれども、私は、患者家族との信頼関係の下に医療というのは成り立っているというふうに思います。こういう観点から、今回の移転計画の特徴は、現在小児医療センターに入院、通院している難病患者、重度の心身障害児の家族の願いに応えていないという点です。

県が開いてきた患者家族説明会は、この1月で8回になりました。毎回毎回、一貫して異様な雰囲気です。患者家族のお母さんたちが泣きながら訴える。お父さんたちが怒り出します。どうして患者家族の皆さんが納得しないのか、それは、なぜ何度言っても分かってくれないのですか、この言葉が示すとおり、病院側の側が患者家族の言葉に耳を傾けないからです。

まず、新病院の1階コンコースに接して設置するコンビニエンスストアについてお聞きします。

新病院の設計が発表されたときから、患者家族は、コンコースに面して外に開かれたコンビニは閉じてほしいと要望してきました。不特定多数の外部者が入ってしまうと、感染症が恐ろしいので、このままでは患者家族はコンビニを使えないのです。それなのに、県は患者家族の反対を押し切って、コンビニを外に向けて建設し、事業者を募集、決定してしまいました。病院事業管理者、医師の立場からお答えくだ

さい。コンビニを患者と外部の人がともに使うのは、感染の危険はないですか。

◎病院事業管理者

感染の危険云々は、これは当然あると思っております。それで、最初の御質問ですけれども、患者様御家族、特にお母様方から、コンビニに多くの客が行き来することで、子供の健康に害があるということで感染症などの心配があると聞いておりますので、最大限配慮して事業を進めていきたいと思っております。

ただ、コンビニ自体はこれで業者を決めて、その中で、業者と一緒に話をしていきたいと思っておりますので、なるべく御希望に沿うように進めていきたいと思っております。

細かいことにつきましては、小児医療センター建設課長にお願いします。

◎小児医療センター建設課長

コンビニのことにつきましては、患者家族説明会を含めて回数を重ねて話しております。私どものほうといたしましては、現在本体工事を進める中、正式にコンビニの工事を行うのは本体工事が終わった後、コンビニ業者が工事を行いまして、10月から内装工事というような予定でおります。

今のことにつきましては、コンビニ業者のほうと病院事業管理者が申したとおり前向きに最大限配慮して事業を進めていくという考えの下に調整を進めているところでございます。

◆柳下礼子委員

今の病院事業管理者のお答えの中では、当然危険があるということでしたよね。それで、患者家族が言っているのは、もうここまでできてきて、外に向けてくれるなということなんです。ですから、なるべく期待に応えるではなくて、発注者はこちらなんだから、これは困ると、そういう注文をすべきではないんですか。

そこで、さいたま市は、新病院の付加機能として民間保育所を設置しようとしたことがありましたよね。医師会などが感染症の危険を理由に反対したために撤回したんです。そして、コンビニは隣接の赤十字病院の1階にもつくられました。なぜ、新病院のコンビニを外に開放するのか。本当に理解に苦しみます。コンビニの外部に向けたドアは閉じて、センター内部からだけ出入りできるように、そのように指示がなぜできないんですか。

◎小児医療センター建設課長

今の件についてでございますが、業者のほうと、そういうことの実現性について、そういう形で調整を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

◆柳下礼子委員

時間ないので、次に行きます。

もう一つの患者家族の切実な願いは、新病院の駐車場、これは現センターと同様に無料にしてほしいということです。これは、患者家族説明会の総意と言えます。要求資料は4ページ、5ページを御覧ください。

病院局は移転とともに、新病院の駐車場の料金を上限1,000円にするとしています。患者家族の説明会での発言を御紹介します。今、子供が気管切開を勧められて、メンタルはめちゃくちゃな状態です。しょっちゅう入院を繰り返してきました。入院すれば毎日面会に行かなければなりません。私たちが面会するとき、何時間病院にいるか知っていますか。面会開始から終わりまで一日中いるんですよ。こんな私たちから料金をとろうなんて。外来だって子供の血管が細くて、採血だけで1時間半かかるんです。私たち

は、いたくてここにいないわけではありません。入院したら2か月半、ずっと毎日面会に来ているんです。その間ずっと駐車料金を払い続けているんです。私は、ダブルワークで働いて、そして面会にも来ている、駐車料金の費用なんて誰も出してくれません。

県病院局は、患者家族の負担を軽減するとして、面会滞在時間は駐車場料金を定額制 300 円にすると提案しています。しかし、このお母さんのように2か月半子供が入院して面会に毎日通った場合、このお母さんの負担は幾らになるのか。単純計算では、2万 2,500 円です。子供さんが気管切開となれば、自宅にいるときもたんの吸引が必要で、24 時間の介護となります。このお母さんのつらい気持ちは本当に分かります。

こういう方から、これまで無料だったのを2万 2,500 円徴収するのですか。病院事業管理者、見解を伺います。

◎病院事業管理者

患者さんの入庫の待ち時間を少しでも短く、より利用しやすい駐車場にするために、駐車場を利用する患者家族の皆さんにも一定の御負担をいただきたいと考えているので、御理解いただきたいと思います。

また、内容につきましては、もう一度、課長のほうから説明させていただきます。

◎小児医療センター建設課長

平成 26 年の1年間における入院患者の平均在院日数についてでございます。平均在院日数は 14 日程度ということでございます。

こういったデータに基づきまして、私どもの中で判断させていただいております。

◆柳下礼子委員

データに基づいてではなくて、患者家族の説明会の中で、こういった要望がしっかりと出ているわけでしょう。これをどう受け止めるかという問題です。県の提案では、障害者手帳の所持者は新病院の駐車料金を無料にするとしています。しかし、末期がんなど難治性の病気で入院しているこの家族は、面会の際の駐車場の料金は免除されるんですか。免除されません。病態が固定しなければ障害者手帳は交付されないからです。

要求資料の 5 ページを御覧ください。面会時間 8 時間以上の家族が 20% 近くもいます。私は、病気のお子さんを看護する保護者から駐車場料金を徴収するなど、絶対に認められません。患者家族については、要望どおり無料にさせていただきたいと思います。

この間の常任委員会の中でも、検討するということがありましたけれども、その後検討はどう進んだんですか。あしたは常任委員会ありますけれども。

◎病院事業管理者

検討するというのは、すぐやるという話ではございませんので、これは始まってからまた考えていきたいとは思っております。

◆柳下礼子委員

もう一つ確認しますけれども、手帳の所持者は無料にするといいますが、それでは逆に県立小児医療センターの患者ではなくても、手帳を持っている児童と一緒にスーパーアリーナに来たと、コンサートなり何なり、そういう場合も無料になるんですか。

◎小児医療センター建設課長

今回の無料の件につきましては、小児医療センターを通院、あるいは入院の目的で入る患者さんに対してございまして、そういうことに対しての無料というのはございません。

◆柳下礼子委員

時間がないので、次に行きます。

続いて、県立小児センターの診断書料金、証明書料金の引き上げについても伺います。

この4月より普通診断書の発行料金を1,530円から2,400円に、特別診断書を4,590円から5,370円に引き上げます。患者家族は学校進学や装具の購入の際に、診断書をかなりの頻度で必要とします。今回の大幅な値上げは、患者家族にとって大きな負担となると思います。

伺いますが、診断書料金の引き上げは、患者は家族に説明しているのですか。

◎病院事業管理者

経営管理課長のほうから答弁させていただきます。

◎経営管理課長

料金の値上げにつきましては、委員会御審議の後に条例が可決されましたらば、直ちに周知したいと考えております。

◆柳下礼子委員

先ほど、駐車料金も無料から有料になるということで、いろいろ患者家族の希望が出ているわけです。こういう中に、どさくさに紛れて県立小児医療センターのこの診断書料金を上げる、これでどのぐらいの収益を見込んでいるのですか。上げたことによって。

◎経営管理課長

今回の診断書料金の値上げ等につきましては、県立4病院共通でございます。併せまして、年間で平成26年度の実績を踏まえますと、1,500万円程度の増収になると見込んでございます。

◆柳下礼子委員

小児医療センターだけでは幾らですか。

◎経営管理課長

小児医療センターの診断書料でございますと、通常の特別の診断書ですと19万3,320円でございます。普通の診断書でございますと30万2,400円ということでございます。

◆柳下礼子委員

次に行きます。

県立小児医療センターで助かった赤ちゃんは、これからも成人するまで、様々な機会に診断書を必要とします。今回の診断書料金の値上げは、大変な負担となると思うんです。これについては、患者・家族に説明は必要ないというふうに判断したんですか。

◎経営管理課長

先ほども申し上げましたとおり、診断書料金の値上げにつきましては、今回お願いしている条例が認められた場合には、直ちに周知してまいりたいと考えております。

◆柳下礼子委員

次に行きます。

2012年2月定例会の冒頭で、知事は、現在の小児医療センターについては、患者や家族の皆様の不安に伝えるため、その機能の一部を何らかの形で現在地に残す検討もしてまいりますと説明されました。

2年も3年も検討した結果、センター移転後2年間は、県立小児医療センターの無償診療所が運営されますが、その後は民間の医療法人による医療型障害児施設に変わります。医療型障害児入所施設は、私も病院長から要望を受けたのを思い出しますが、現在のセンター移転計画が持ち上がる前から導入が検討されていました。全く新しい機能です。

病院事業管理者に伺いますが、知事が検討すると言ったその機能の一部を残すという、一体何が残ったのでしょうか。

◎病院事業管理者

県が経営する跡地に残す機能というのは、これは2年間でございます。それは、障害者であって、新病院には交通を使って行くには難しいという方を対象に、主に処置が対象になるかと思えます。そのほかに、リハビリテーションですとか、あるいは呼吸の気管切開の処置ですとか、あるいは呼吸管理、そういった、いわゆる処置に属するものを残していくつもりでございます。

◆柳下礼子委員

それは、県立小児医療センターの機能ではなく、新しい医療法人の機能ではないですか。県立小児医療センター機能ではないというふうに思えます。県立小児医療センターの今の機能を、その機能の一部を残すと言ったんですよね。ですから、私はセンター機能の何が残ったのか、全く分かりません。

そして、時間がないので次の質問に移りますけれども、その点、では1点だけ簡単をお願いします。

◎病院事業管理者

一部を残す、処置の対象となる患者さんを診ていきますと、見捨てることはありませんということをお約束したわけです。

◆柳下礼子委員

センターの医師は、最長2年間の派遣ということで、そういう報告だったけれども、これは永久に派遣をするんですか。

◎病院事業管理者

2年後には、医療型の障害者入所施設ができますので、ここで外来ができますので、それ以前で小児のほうは引き上げるということになるかと思えます。ただし、この入所施設に対しては、ある程度サポートはしていく必要はあると考えております。

◆柳下礼子委員

今、医師がたくさんいる中で、県立小児医療センターがありますよね。そして、2年間たったら、もう引き上げてしまって、そして別の法人がそこに来るわけですよね。そういう点では、全く小児医療センターの機能とは別のものではないんですか。

それで、もう一つ伺いますけれども、県立小児医療センターが移転してしまった後、土屋小児病院とか、春日部市民病院とか、救急を受け入れた部分とか、負担が相当そちらに行くと重くなると思うんですけれども、この点について1点伺いたいというふうに思えます。私は、センターの機能を残していないというふうに思うので、この後の医療、ここは大変になるなというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

県立小児医療センターの救急患者の治療件数は平成26年度で3,648件です。センター移転後の12月以降、この3,648人の救急患者はどこで受けるのでしょうか。

◎病院事業管理者

基本的に、小児医療センター、今ではもう救急患者といいましても、紹介以外は受け付けておりません。したがって、これからはそういう医師からの紹介、あるいは救急隊からの紹介というものは全て新病院のほうへ移送することになると思います。

◆柳下礼子委員

救急にできていないんですけれども、土屋小児病院だとか、春日部市民病院、その患者さんたちは相当疲弊してしまうんじゃないですか。そちらに集中するかという。これについて。

◎病院事業管理者

土屋小児病院の場合は、小児医療センターからも今応援で行っています。これは多分そのまま続くと思います。春日部市民病院のほうはこれから、それだけの人材がいるかどうかは、また一つ課題かなとは思いますが、小児医療センターから今派遣するという体制ではございません。